工事実績情報サービス（コリンズ）に関する特記仕様書

受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点において工事請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、登録機関：日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

　また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。